

## 【0010・徳山ダム建設反対裁判資料】

### 資料群概要（フォンドレベルの情報）

作成主体：山田秀樹氏

資料群名称：徳山ダム建設反対裁判資料

年代：1999年～2006年

要約：徳山ダム建設反対裁判資料（以下、本資料群と略記）は、徳山ダム建設反対裁判に関わっていた弁護士の子山田秀樹氏から寄贈されたものである。本資料群は、徳山ダム建設反対裁判の住民訴訟・行政訴訟の両方に関わる裁判資料からなる。本資料群は、1999年3月の提訴から、2007年の上告不受理決定までの一連の訴訟過程のなかで、山田氏のもとで、作成・收受された資料からなっている。

総量：4箱（ファイル数31、アイテム数1213）

受入番号：0010

言語：日本語

### 資料群の管理と利用に関する情報

出所：本資料群は、(0011文書)と同じく徳山ダム建設中止を求める会の事務局長であった近藤ゆり子氏を介して、2011年8月11日に寄贈されたものである。

他機関所蔵情報：徳山ダム建設反対運動に関しては、環境アーカイブズ所蔵の裁判資料と合わせて、前述の徳山ダム建設中止を求める会が所蔵している運動資料と合わせた効果的な利用が望まれる。

関連する資料群：0010、0020

利用の形態：デジタルでの閲覧

整理方法についての情報：2010年8月に寄贈され、ファイル仕分を行った後、ファイル目録の入力、アイテム入力をおこない、デジタル化作業までおこなった。

引用する場合の表記方法：(資料群名)、(受入番号)、(箱番号)、(ファイル番号)、法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ

利用制限：作成者の権利について：所有権は法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズにある。著作権は個々の資料による。

### 作成主体についての情報

山田秀樹氏は岐阜県弁護士会所属の弁護士で、市民オンブズマン・ぎふ事務局長。

### 資料群の内容

本資料群は全部で31ファイルからなり、目録のファイル名は資料を綴じていたファイル

の背表紙等に記されていた名称を採取したものである。スペースの関係もあり、ファイル名が当事者間で分かる記載方法になっており、非当事者には分かりづらい点もあるので、利用者の便を考えて、加筆を施し体裁を整えた。

#### ファイル一覧

- 1、徳山ダム（事業認定取消訴訟）1999年
- 2、徳山ダム（事業認定取消訴訟・証拠書類関係）
- 3、徳山ダム（事業認定取消）平11（行ウ）6号
- 4、徳山ダム（事業認定取消）平11（行ウ）6号
- 5、証書 甲第1号証～甲第34号証 等
- 6、証書 甲第35号証～甲第66号証 等
- 7、証書 甲第67号証～甲第109号証 等  
「92の2」までは（F3-9）  
高裁の証拠書類1は「102」から始まる（F25-11）
- 8、証書 甲第110号証～甲第122号証 等
- 9、証書 乙第1号証～乙第40号証
- 10、証書 乙第20号証 別添第8号～別添付第43号
- 11、証書 乙第41号証～乙第100号証
- 12、証書 乙第101号証～乙第120号証 等
- 13、証書 乙第115号証
- 14、証書 乙第121号証～乙第176号証
- 15、証書 乙第177号証～乙第194号証
- 16、証書 乙第195号証～乙第219号証
- 17、証書 乙第220号証～乙第248号証  
240まで地裁レベル（F3-20の証拠説明書より）  
241から高裁レベル（F26-11より）
- 18、11（行ウ）16調書
- 19、11（行ウ）16調書
- 20、徳山ダム（収用裁決取消）平13（行ウ）11号
- 21、平成11年（行ウ）第6号徳山事業認定取消請求事件、平成13年同件最終準備書面
- 22、徳山ダム裁決
- 23、上告関係書類
- 24、徳山ダム（事業認定取消）名古屋高裁平16年（行コ）4号
- 25、控訴人側準備書面
- 26、控訴人側準備書面
- 27、徳山ダム（住民訴訟）※平11年（行ウ）第4号の初審資料

- 28、平 11 年（行ウ）第 4 号 公金支出差止等請求事件 準備書面等  
29、平 11 年（行ウ）第 4 号 公金支出差止等請求事件 甲第 11・15・18 号証、乙第 1 号証～乙第 13 号証  
30、平成 16 年（行コ）第 3 号 公金支出差止等請求控訴事件 準備書面 甲・乙号証書、判決言渡書等  
31、乙第 1 号証の 1 別冊 裁決申請書 明渡裁決申立書

#### 編成

- シリーズ 1：初審（第 1 審）・行政訴訟資料…準備書面などからなる。  
ファイル 1～4、18～22（9 点）  
シリーズ 2：初審（第 1 審）・住民訴訟資料…準備書面、証拠書類などからなる。  
ファイル 27～29（3 点）  
シリーズ 3：控訴審（第 2 審）・行政訴訟資料…準備書面などからなる。  
ファイル 23～26（4 点）  
シリーズ 4：控訴審（第 2 審）・住民訴訟資料…準備書類、証拠書類などからなる。  
ファイル 30（1 点）  
シリーズ 5：原告側証書  
ファイル 5～8（4 点）  
シリーズ 6：被告側証書  
ファイル 9～17、31、（10 点）

※行政訴訟に関する証拠書類は初審と控訴審が通し番号のため、準備書面のように初審と控訴審でシリーズを分けることはせず、原告側証書・被告側証書として一括してシリーズ化した。また、住民訴訟は、同一ファイルに準備書類、原告・被告の証書が綴じられているので、準備書類と証書を分けることはせず、裁判の階層レベルでシリーズ化した。

※住民訴訟の証書は 0011 と重複している。ただし、編綴の関係で、本資料群はすべての証書を綴じていないので、住民訴訟に関する証書の確認は 0011 の利用が望ましい。